

「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」に対する意見書

2010年5月24日

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所内

電話 078-371-0171・FAX078-371-0175

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村 達也

当協議会の「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」に対する意見は下記のとおりである。

記

第1. 意見の趣旨

1. 過剰融資禁止のための「収入の3分の1ルール」の例外を緩和する改正案については反対する。
2. 仮に改正案のように「収入の3分の1ルール」の例外を緩和する場合には、次の措置を必ず講ずることを求める。
 - (1) 既存債務について利息制限法再計算を顧客に実施させること。そのために必要な助言を行い、適切な多重債務相談窓口へ誘導すること。
 - (2) 自社の貸付については自主的に利息制限法再計算を行い、法律上有効な債務額を超える請求行為を禁止すること。また、過払い金が存する場合には自主的に顧客に返還すること。
 - (3) 保証人付き融資については例外規定を適用しないこと。

第2. 意見の理由

1. 深刻な多重債務被害を防ぐために改正された貸金業法がこの6月に完全施行を迎える。長らく多重債務被害に取り組んできた当協議会としても貸金業法完全施行を歓迎するとともに、政府・自治体・関係機関等の多重債務被害撲滅のための取り組みに対しまずは敬意を表するものである。
2. ところで、改正貸金業法は、多重債務被害を予防するために「高金利の引き下げ」とともに「過剰融資規制」を大きな柱としている（法13条の

2)。借主や保証人の返済能力を超える過剰な融資が、借主等の生活・事業破壊を招いてきたことに鑑みれば、この「過剰融資規制」は多重債務被害撲滅のために極めて重要な規定である。そして、法13条の2第2項が定める、いわゆる「総量規制」(収入の3分の1ルール)は過剰融資を客観的数値を持って具体的に規制をする点で極めて画期的な規定である。

3。しかしながら、その例外規定が広く認められるならば、過剰融資規制は抜け穴だらけとなってしまう。法が「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」という制限のもとで内閣府令に例外規定を委任しているのはその趣旨である。また、法13条の2第1項は、例外なく過剰融資を禁止している。あくまで、内閣府令は、過剰融資禁止規定の趣旨を損なわない範囲で、顧客の利益の保護に支障が生ずることがない範囲でのみ制定が認められているにすぎないことを忘れてはならない。今般の改正案は、この収入の3分の1ルールの例外を緩和するものであり、法13条の2第2項の委任の範囲を超えるものであって反対である。特に、借主の多重債務状態を継続し、悪化させる懸念の強い「借換の推進」(規則第10条の23第1項第1号の2)については、強く反対をする。総量規制に抵触するという多重債務に近い状態にある顧客に必要なのは「借換」ではなく、適切な相談窓口における多重債務の整理である。

4。その上で、仮に収入の3分の1ルールの例外を適用する場合、過剰融資被害防止の観点から次の措置を講じる必要がある。

(1) 利息制限法再計算の前置

顧客が既に抱えている債務については利息制限法充当再計算を実施すれば法律上有効な債務額が減少・消滅し、過払いとなっている場合もある。総量規制への抵触が問題となりうる顧客については、法律上正しい債務額を明らかにすることが前置されなければならない。特に、「借換の推進」の場合には、対象となる債務について、利息制限法充当再計算をせずに、名目上の債務額を前提に借換をさせることは、本来必要の存しない借入を顧客に押しつける結果となり、多重債務状態を悪化させる結果となる。このような融資は、「不実告知」「重要事項不告知」あるいは「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当する(法12条の6第1号及び第4号)。他社債務については、顧客に利息制限法充当再計算を実施することにより債務額が減少する可能性があることを助言し、適切な相談窓口を紹介することを義務づけるべきである(法12条の8参照)。自社債務については、取引経過を把握する貸金業者自身において利息制限法充当再計算を実施し、法律上有効な債務額を明らかにし、これを超える請求行為(架空請求行為となる)を停止し、また過払い金がある場

合には自主的に顧客に返還するよう義務づけるべきである。利息制限法
充当再計算を前置しない「借換の促進」は、当協議会は違法行為となる
と認識しており、今後厳しく対応をする所存であることを付言する。

(2) 保証人付き融資への例外規定の適用は許されない。

法13条の2第2項の収入の3分の1ルールについては、保証人につ
いては適用がないとされている。これについては主債務者において収入
の3分の1ルールにより過剰融資が制限されているから、従たる立場に
ある保証人についてあえて収入の3分の1ルールを適用しなくてもよい
と説明されている。しかしながら、主債務者について収入の3分の1ル
ールの例外が適用される場合においては、保証人について収入の3分の
1ルールを適用しないこと的前提を欠くこととなる。その結果、自らは
何らの経済的利益を受けない保証人が過剰融資被害に巻き込まれる危険
性が生じる。もとより保証人についても過剰融資が禁止されているが(法
13条の2第1項)、総量規制に抵触する主債務者の借入に保証人を巻き
込み、多重債務被害を拡散しないためにも保証人付き融資については収
入の3分の1ルールの例外規定を適用させてはならない。

以 上